



平成 28 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ー マ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 白 石 幸 生  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 7 6 3 8 )  
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 本 部 長 松 橋 英 一  
電 話 0 3 - 3 5 6 7 - 8 0 9 8

## 商号変更および定款の一部修正に関するお知らせ

当社は、平成28年6月29日開催の第22期定時株主総会において、株主より新商号のニューアートを英文表記とすべきとの修正動議が提出され、会社提出の原案ではなく、株主の修正動議が承認可決されましたので、ここにお知らせします。

### 記

#### 1. 新商号（※修正決議の部位を下線で表示）

株式会社NEW ART（英文：NEW ART Co., Ltd.）

#### 2. 変更日

平成 28 年 7 月 1 日

#### 3. 修正動議とその決議の経緯

平成 28 年 6 月 29 日開催の第 22 期定時株主総会において、株主より、会社側の原案をさらに効果的にした提案として、今後当社が海外に積極的に事業展開して発展していくため、新商号のニューアートを英文表記とすべきとする修正動議が提出され、結果的にこの株主の修正動議が承認可決されました。

#### 4. 定款変更の内容（下線が変更となる部分）

現行定款		変更後定款	
(商号)		(商号)	
第 1 条	当社は、株式会社シーマと称し、英文では、 <u>CIMA Co.,Ltd.</u> と表示する。	第 1 条	当社は、株式会社 <u>NEW ART</u> と称し、英文では、 <u>NEW ART Co.,Ltd.</u> と表示する。
		附則	第 1 条 (商号) の変更は、平成 28 年 7 月 1 日から実施する。なお、本附則は第 1 条の変更の効力発生後、削除されるものとする。

以上